

三島市立西小学校

いじめの防止等のための基本方針

令和4年4月

三島市立西小学校

(令和3年11月 改訂)

目次

第1	いじめの防止等の基本的な考え方	
	(1) いじめの定義	1
	(2) いじめに対す本校の基本的な考え方	1
第2	いじめ防止等のための対策	
	(1) いじめ問題に取り組むための組織	2
	(2) いじめの未然防止のための取り組み	2
	(3) いじめの早期発見・早期解決に向けての取組	3
第3	重大事態への対処	5
第4	その他	5

第1 いじめの防止等の基本的な考え方

(1) いじめの定義

いじめとは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」（いじめ防止対策推進法第2条）をいいます。

いじめの表れとして、以下のようなものが考えられます。

- ・冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・仲間はずれ、集団から無視をされる
- ・軽く体を当てられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・体当たりされたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・金品をたかられる
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・携帯電話やパソコン等で、誹謗中傷や嫌なことをされる
 - ・一人一台端末による誹謗中傷や嫌なことをされる
- ・コロナウイルスを含む感染症に関わる誹謗中傷 等
 - ・オンライン登校やワクチン接種に関わる不当な差別や偏見
- ・合理的な配慮を必要とする児童に対する不当な差別や偏見

一つ一つの行為がいじめに当たるかどうかの判断は、いじめられた子どもの立場に立つことが必要です。また、けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生していることもあります。いじめであるかを判断する際に、「心身の苦痛を感じているもの」だけでなく、苦痛を表現できなかつたり、いじめに本人が気づいていなかったりする場合もあることから、その子や周りの状況等をしっかりと確認することも必要です。特定の教職員のみによることなく、学校におけるいじめの防止等のための組織（いじめ防止対策委員会等）を適切に機能させ、情報を共有することによって複数の目で確認することが必要です。

(2) いじめに対する本校の基本的な考え方

いじめが起こった場所は学校の内外を問わず、判断はいじめられた児童の立場に立つて行うものとする。

これらのいじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある、しかしながら、どの児童たちにもどの学校にも起こり得ることから、学校、家庭、地域が一体となって、継続的にいじめ防止等に取り組むことが重要である。

したがって、本校では、校長のリーダーシップのもと、いじめが行われず、すべての児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるように、保護者や関係者との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速にこれに対処し、さらに再発防止に努めていくものである。

そこで、本校全教職員は、以下のいじめ問題についての基本的な認識を持つものとする。

- ①いじめはどの児童にも、どの学校にも起こり得るものである。
- ②いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- ③いじめは大人には気づきにくく、判断しにくい形で行われる。
- ④いじめはいじめられる側に問題があるという見方は間違っている。
- ⑤いじめはその行為の様態により犯罪行為として取り扱う。
- ⑥いじめは教職員の児童観や指導の在り方が問われる問題である。
- ⑦いじめは、学校、家庭、地域社会など全ての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組む問題である。

第2 いじめ防止等のための対策

本校では、以下のいじめ防止等の対策を行うものとする。

(1) いじめ問題に取り組むための組織

ア 「いじめ防止対策委員会」

(ア)いじめ防止に関する組織を実効的に行うため、管理職、教務主任、生徒指導主任、教育相談担当、特別支援コーディネーター、該当学級担任による「いじめ防止対策委員会」を設置する。

定例の委員会は、年度当初と長期休業前、学校評価結果の検討の際に開催する。また、必要に応じてスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー及びスクールサポーターを含め、委員会を開催する。

(イ)下記に取り組む。

- ・いじめ対策の体制整備
- ・いじめ対策の取組・進捗状況の確認・定期検証
- ・教職員の共通理解と意識啓発、研修の実施
- ・その他いじめ防止にかかわること

イ 「生徒指導部会」

・校務分掌の生徒指導部により月1回、児童の情報交換を行い、「いじめ防止対策委員会」に伝えると共に、取り上げた方がよい事案がある場合は召集を求める。

ウ 「生徒指導情報交換」

・職員会議や職員打合せの中で、全教職員で該当する児童について、現状や指導についての情報の交換及び対応について話し合いを行う。

エ 「西小学校地域いじめ防止対策委員会」

・いじめ防止に地域で取り組むため、学校やPTA会長、学校運営協議会委員などによる「西小学校地域いじめ防止対策委員会」を設置する。定例の委員会は、年度当初と終わりに開催し、必要に応じて、召集する。

オ 「いじめ対策委員会」

(ア)いじめの問題やいじめと疑われる事案が発生したときは、管理職、教務主任、生徒指導主任、教育相談担当、特別支援コーディネーター、該当学年主任・学級担任による「い

じめ対策委員会」を設置する。また、必要に応じてスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーを含め、委員会を開催する。

(イ)下記に取り組む

- ・いじめの状況把握及び分析
- ・いじめを受けた児童に対する相談及び支援
- ・いじめを受けた児童の保護者に対する相談及び支援
- ・いじめを行った児童に対する相談及び支援
- ・いじめをおこなった児童の保護者に対する助言
- ・専門的な知識を有する関係者等との連携
- ・三島市教育委員会の判断によって、重大事態の調査などを行う

(2)いじめの未然防止のための取り組み

ア 児童一人ひとりの自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する

(ア)一人ひとりに居場所があり、活躍できる学習活動

・誰もが分かる授業作りをする。一人ひとりの自分らしさが表現される活動をする。考えたり選択したりする機会を保障する。

(イ)基本的な生活習慣・学習習慣作り

・西小のきまりを守る。しっかり授業を受け、先生や友だちの話を聞いて勉強できるようにする。

(ウ)共感的な人間関係作り

- ・学級目標を生かして帰属意識を高める。係活動など役割意識を醸成する。
- ・児童会主体の「あいさつ運動」により、全校の仲間意識を高める。

(エ)「ひと・もの・こと」とつながる喜びを味わう特別活動

- ・地域の特色を生かした「生活科探検」「あいさつ運動」などの学校行事を通して、人や自然、社会との関わりを豊かにする。
- ・児童会行事やペア学年や他学年との交流活動における異年齢交流の充実
- ・学校行事・学級活動・学年つどいに向けての話合い活動の充実と振り返る場の設定
- ・自主的に活動しようとする委員会活動・代表委員会・清掃活動・学級活動の充実

イ いじめを許さない、見過ごさない雰囲気作りに努める。

(ア)人間関係づくり

・学活の時間に人間関係づくりプログラムを実施し、よりよい人間関係づくりに努める。

(イ)道徳授業の充実

・体験活動と道徳の時間を関連づけた指導の充実を図る。

(ウ)人権・同和教育の着実な推進

- ・年間指導計画に基づいて全校体制で実施する。
- ・教師自ら不適切な認識や言動、差別的な言動に気をつける。

(エ)情報リテラシーの育成

・各学年の実情に合わせて、情報リテラシーの授業を実践する。

(3) いじめの早期発見・早期解決に向けての取組

ア いじめの早期発見に努める

- (ア) 全ての教職員が児童の様子を見守り、日常的な観察を行うことにより、小さな変化を見逃さない感覚を身につける。「児童がいるところには、教職員がいる。」ことを心がける。
- (イ) 定期的実施する学年部会や生徒指導部会で気になる児童の情報を共有し、より大勢の目で当該児童を見守る。また欠席や遅刻・早退が多い児童に対し、教職員の初期対応について共通化を図った取組（電話や家庭訪問等）を実施し、組織的に対応する。
- (ウ) 様子に変化が見られる場合には、教師が積極的に働きかけを行い、児童に安心感を持たせると共に問題の有無を確かめ、解決すべき問題がある場合には、教育相談やスクールカウンセラーとの面談で当該児童から悩みなどを聞き、問題の早期解決を図る。
- (エ) 「学校生活に関するアンケート」を年4回実施し、それに伴い教育相談を実施することにより、児童の悩みや人間関係を把握し、いじめゼロの学校作りを目指す。
- (オ) 実践的な態度を養う道徳教育の改善を推し進める。

イ いじめの早期解決のために、全職員が一致団結して問題の解決にあたる。

- (ア) いじめ問題を発見したときには、学級担任だけで抱え込むことなく、校長以下全ての教員が対応を協議し、的確な役割分担をしていじめ問題の解決にあたる。
- (イ) 情報収集を綿密に行い、事実確認をした上で、いじめられている児童の心身の安全を最優先に考え、いじている側の児童に対しては毅然とした態度で指導にあたる。
- (ウ) 傍観者の立場にいる児童たちにもいじているのと同様であるということを指導する。
- (エ) 学校内だけでなく、関係機関などと協力して解決にあたる。
- (オ) いじめを受けた児童の心の傷を癒すため、養護教諭やスクールカウンセラーと連携を図りながら指導を行っていく。
- (カ) いじめの取組記録の保管や引継を確実に行う。
- (キ) いじめの事実報告や指導など対応を行うと共に、その結果を三島市教育委員会に月1回報告する。

ウ 家庭や地域、関係機関と連携した取組

- (ア) いじめ問題が起きたときには、家庭との連携をいつも以上に密にし、学校側の取組についての情報を伝えるとともに、家庭での様子や友達関係についての情報を集めて指導に生かす。学校内だけで問題解決をすることはしない。
- (イ) 「生徒指導部会」で、成長過程などにおける側面から情報共有を図る。
- (ウ) 学校や家庭にはなかなか話すことができないような状況であれば、他の機関のいじめ問題などの相談窓口の利用も検討する。

第3 重大事態への対処

生命・身体又は財産に重大な被害が生じた疑い（自殺を企画、身体に重大な障害、金品などに重大な被害、精神的な疾患を発症等）や、相当の期間（年間30日を目安）学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合や、児童生徒や保護者からいじめられて重大事故に至ったという申し立てがあったときは、三島市教育委員会の指導・助言のもと、次の対処を行う。

- (1) 重大事態が発生した旨を、三島市教育委員会に速やかに報告する。尚、学校は教育委員会からの判断を待つことなく、早期にいじめに対応する。
- (2) 三島市教育委員会から調査主体と調査組織の判断を受ける。
 - ・ 学校が主体となる場合は、「いじめ対策委員会」が調査にあたる。ただし、必要に応じて、特別の利害関係を有しない第三者で当該重大事態の性質に応じて適切な専門家（スクールソーシャルワーカー）等が組織に加わり、当該調査の公平性・中立性を確保する。
 - ・ 学校主体の調査では十分な結果を得られない場合や、学校教育活動に支障が生じる恐れがある場合には、三島市教育委員会の附属機関「三島市いじめ問題対策委員会」が調査にあたる。「いじめ対策委員会」はその調査に協力する。
- (3) 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。
 - ・ いじめ行為の事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。その際、因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を速やかに調査する。
 - ・ たとえ調査主体に不都合なことがあったとしても、事実にしかりと向き合う。
- (4) いじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。
 - ・ 調査により明らかになった事実関係について、情報を適切に提供（適時・適切な方法で、経過報告があることが望ましい）する。
 - ・ 関係者の個人情報に十分配慮する。
 - ・ 調査に先立ち、得られたアンケート結果は、いじめを受けた児童や保護者に提供する場合があることを調査対象の在校生や保護者に説明する。
- (5) 調査結果を三島市教育委員会に報告する。尚、いじめを受けた児童又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果に添える。

第4 その他

(1) いじめ基本方針の取組評価

三島市学校自己評価「いじめ問題への取組についてのチェックポイント」や本校学校評価の機会を使ってアンケートを実施し、その結果を踏まえて、いじめ防止等対策の取組が適切に行われたかを検証する。

(2) 基本方針策定に当たっては、保護者や地域の方々に意見を求めたり、児童の意見を取り入れたりする。また、本校職員全員が意識や理解を共有する機会とする。

(3) いじめ対応の流れ（別添）

(4) いじめ対策の年間計画（別添）

(5) 関係機関と相談窓口（別添）